

## 別紙

### 令和6年度県内企業グローバル人材活用支援事業業務委託仕様書

#### 1 業務委託の目的

企業活動のグローバル化に対応し、海外展開や留学生等の採用を契機とした国際的なビジネス展開を図ろうとする県内企業を支援するため、九州内の大学等に在籍する国際的なビジネスに関心のある留学生等とのマッチングやインターンシップ・企業見学会等の機会を創出し、県内企業への就職を促進する。

#### 2 業務内容

受託者は、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第10項に規定される職業紹介事業者とし、上記目的を達成するため、以下の事業を実施する。なお、具体的な実施業務については、受託者による企画提案を踏まえ、受託者と県と協議の上、決定することとする。

##### (1) 留学生等に対する支援

ア 県内企業の採用ニーズ及び雇用条件やキャリアパスなどを把握し、留学生等に向けて情報発信を実施すること。

イ 留学生等の県内企業への定着に繋がるよう、インターンシップ・企業見学会等に関する説明会を開催すること。

ウ 効果的なマッチングを図るために、企業説明会及び個別面談をオンライン等で実施し、マッチング状況及びインターンシップ・企業見学会等希望を把握すること。

企業説明会及び個別面談に参加する企業は30社程度とする。なお、企業説明会及び個別面談は留学生等の専攻等を考慮した開催内容とすること。

##### (ア) 企業説明会

県内企業が留学生等に対し、企業理念や業務内容、採用等について説明を行い、留学生等が企業の魅力を知る機会を設ける。

##### (イ) 個別面談

県内企業に就職したい留学生等に対し、個別に県内企業と面談する機会を設けるとともに、個別面談後にはインターンシップ・企業見学会等の希望把握を行い、調整を行う。

エ 個別面談に参加した留学生等に対しアフターフォロー（継続した個別マッチング、在留資格変更手続き等の支援）を実施すること。

オ 留学生等と県内企業の相互理解が図られるよう、主に大学等の1・2年生を対象に県内企業の企業見学・企業社員との交流体験を実施すること。

## (2) 県内企業に対する支援

- ア 留学生等の採用拡大に繋げるため、県内企業が求める人材を明確化し、業務内容により、どのような留学生等（専攻等）が雇用に適しているか理解できるセミナーを開催する。
- イ 留学生等を採用活動の対象とする県内企業に対して、留学生等の採用ニーズを見極めたうえ、採用にあたっての課題整理及び課題解決のための助言を行うとともに、県内企業からの相談に対応すること。
- ウ 留学生等の採用意向があるものの、個別面談会等でマッチングしなかった県内企業に対し、留学生等の紹介を行うなどの2次マッチングを実施し、留学生等の採用を促進すること。
- エ インターンシップ・企業見学会等の計画作成や、企業の要望に応じた留学生等採用に関する受入体制の構築について助言するなどし、インターンシップ・企業見学会等が実施できるよう支援する。

## (3) その他

- ア 県内企業に対し、留学生等の採用に係る現状、ニーズ、課題等について意見交換を実施し、留学生等を採用活動の対象とする県内企業を開拓する。
- イ インターンシップ・企業見学会等の実施状況と、留学生等の採用実績等を把握する。

## 3 業務の実施

- (1) 本事業が鹿児島県との委託に基づく公的事業であることを十分認識し、業務の実施にあたり鹿児島県の指示に従うとともに、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- (2) 契約から支払いに関する書類など本業務の関係資料については、業務完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (3) 本事業について、事業の終了後を含めて、今後、鹿児島県監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な書類の提出等の説明責任を果たすこと。
- (4) 事業を実施するに当たり、鹿児島県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。

## 4 業務の報告等

受託者は、委託業務の業務状況及び執行管理を明らかにするため、以下のとおり書類を県に提出しなければならない。

- (1) 契約締結後速やかに、上記2にかかる事業計画を作成の上、県に提出し、承認を得るものとする。
- (2) 委託業務が終了したときは、遅延なく、委託業務終了届（別記第2号様式）を

提出すること。

- (3) 委託業務終了届の提出にあたっては、実績報告書（別記第3号様式）を添付するものとする。

## 5 その他

- (1) 委託事業の実施にあたっては、国や地方自治体等の他の助成金・補助金・委託費等を使用しないこと。
- (2) 受託者は、委託業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、県と協議すること。

## 令和6年度事業の流れ

県内の経済団体等と連携し、県内企業の採用ニーズを把握し、留学生等に向けて情報発信を実施する。

### ①留学生等向けインターンシップ・企業見学会等説明会

留学生等の県内企業への定着を促進するために、企業理解を深める機会の創出が重要であることから、インターンシップ・企業見学会等前説明会を実施する。

### ②県内企業向け説明会

県内企業が求める人材を明確化し、業務内容により、どのような留学生等が雇用に適しているか理解できるセミナーを開催する。

### ③九州内の留学生を対象とした企業説明会・個別面談会の開催

県内企業の雇用条件及びキャリアパスの情報を発信し、効果的なマッチングを図るため留学生等の専攻等を考慮し、企業説明会・個別面談会を開催する。実施にあたっては、オンラインを活用し、九州内の留学生が参加しやすい環境とする。

### 県内企業の企業見学・企業社員との交流会の実施

留学生等と県内企業の相互理解が図られるよう、主に大学等の1・2年生を対象に県内企業の企業見学・企業社員との交流体験を実施する。

マッチング  
不成立

### フォローアップ

個別面談会でマッチングしなかった県内企業への2次マッチングを行う。

### ④県内企業へのインターンシップ・企業見学会等実施の支援及び受入体制の構築支援

・インターンシップ・企業見学会等の計画作成(企業と留学生とのスケジュール調整)  
・企業の要望に応じた留学生等採用に関する受入体制の構築について助言するなどし、インターンシップ・企業見学会等が実施できるよう支援する。

- ・個別面談に参加した留学生等に対しアフターフォローを実施する。
- ・留学生等を採用活動の対象とする県内企業に対して、留学生等の採用ニーズを見極めたうえ、採用にあたっての課題整理及び課題解決のための助言を行うとともに、県内企業からの相談に対応する。
- ・県内企業に対し、留学生等の採用に係る現状、ニーズ、課題等について意見交換を実施し、留学生等を採用活動の対象とする県内企業を開拓する。
- ・インターンシップ・企業見学会等の実施状況と、留学生等の採用実績等を把握する。